

## Evolution Track Club 会員規約

### 第1条（名称および所在地）

本クラブは Evolution Track Club（以下、本クラブという。）と称し、所在地は埼玉県川口市幸町 2-2-16-3F です。

### 第2条（運営）

本クラブの運営・管理（会員資格の得喪変更、会費・諸費用の收受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は特定非営利活動法人エンジョイランニングとなっており、運営代行として株式会社オープンアップが行います。

### 第3条（目的）

本クラブは、陸上競技を通じて、個人の技術の上達と心身の育成を図るとともに、健康で明るい地域社会づくりを振興することを目的とします。

### 第4条（入会の手続き）

本クラブに入会できる方は、各コースに定められた資格に該当し、本クラブの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。（以下「会員」といいます。）未成年者が会員になろうとするときは、親権者の同意書を必要とします。

### 第5条（会員の種類及び指導日時）

本クラブの会員種類及び各要件は別に定める通りです。会員種類及び各要件は変更になる場合があります。また、会員は別に定められた曜日・時間に指導を受けるものとします。

### 第6条（レッスン内容）

本クラブは、各コースに応じた指導要項及び細目を設定します。指導要項及び細目に基づく個別的、具体的指導方法はインストラクターが決定します。

### 第7条（会費等支払い）

会員は、本クラブの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払い期限及び支払い方法等は本クラブが定めるものとします。（月会費は、会員がクラブの会員資格を有する限り、現実には本クラブを利用しない場合も支払い義務が発生します）

### 第8条（退会）

会員は、本クラブを退会することができます。この場合、所定の退会申請を行わなければなりません。会員は、退会希望月の前月15日までに所定の退会申請を行うことで、翌月末に退会することができます。15日を過ぎた場合には、本クラブの事務手続き上、翌々月末扱いとなります。なお、未払いの料金がある場合などは、届出は受理されません。本クラブが退会申請を受領しない限り会費支払い義務は発生するものとします。（退会申請は所定のフォーム以外受理できません）

### 第9条（休会）

本クラブは、休会の制度を設けておりません。したがって、本クラブでは休会はできません。怪我をした際には、リハビリ含めスクールを利用して全面バックアップをします。

## 第 10 条（規則の遵守および責任）

（1）会員は本クラブが定める本規約・入会案内・その他の注意事項を守らねばなりません。

（2）本クラブ内（駐車場合含む）で発生した盗難・傷害・遺失物・その他の事故について、本クラブは一切の責任を負わないものとします。また会員は事故の責任に帰すべき原因により、本クラブまたは第三者に損害を与えた場合には、速やかにその賠償責任を果たさねばなりません。

## 第 11 条（会員資格の喪失）

本クラブは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

1、本クラブの定める会費・諸費用につき、2ヶ月以上滞納したとき。

（除の場合、除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。）

2、本クラブの施設を故意に毀損したとき

3、本規約、その他本クラブが定める規約に違反したとき。

4、本クラブの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。

5、入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。

6、会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。

7、伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。

8、本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき。

9、その他本クラブが、社会通念に照らし、本クラブ会員としてふさわしくないと認めたとき。

## 第 12 条（レッスン運営）

各コースは基本的に本クラブが指定した同一講師にて授業を行います。講師の急病や不慮の事故などの止むを得ない事由により、代行講師への変更やレッスン休講になる場合があります。講師の責による休講の場合は振替レッスンをしますが、振替レッスン不参加による分の返金は致しかねます。

## 第 13 条（傷害事故）

（1）レッスン受講中の傷害について、スポーツ傷害保険の対象範囲内のみで対応するものとします。

（2）むちうちや関節痛など医学的他覚所見がないものはスポーツ傷害保険の対象となりません。

（3）レッスン中、講師の指示を無視した行動、またレッスン時間外の自主練習や遊びの中での事故の責任は負いかねます。

（4）本クラブでの事故および怪我は、発生より 1 週間以内に当クラブまで報告が無い場合、補償の対象となりません。

## 第 14 条（料金の変更）

本クラブは、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本クラブは改定日の 1 ヶ月以上前までに当ホームページにて会員に告知するものとします。

## 第 15 条（施設の休館日・閉鎖・変更）

（1）本クラブは、原則として当社ホームページのカレンダーに掲載している日を定休日及び季節休業とします。またその定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、イベント開催、その他本クラブの都合により休業や開催時間を変更することがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として 2 週間前までに当社ホームページに掲載します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲載することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

（2）本クラブは次の場合、クラブ施設の全部または一部を閉鎖することができます。

- 1、気象・災害・その他の理由により、営業が不可能と認められるとき
- 2、施設の改善または補修のとき
- 3、地方公共団体もしくは、これに類する団体の主催する行事に参加するとき
- 4、本クラブが企画し、実施する諸活動を行うとき
- 5、経営上、重大な理由があるとき

（3）本クラブは必要に応じて施設の変更を行うことができます。

## 第 16 条（附則）

（1）本規約の改定及び変更は本クラブにより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとします。なお、本クラブが本規約の改定及び変更を行うときは改定日の原則 2 週間前までにその内容を当社ホームページにて会員に告知するものとします。

（2）本規約は、令和 3 年 2 月 17 日より施行します。